

# 古河機械金属株式会社定款

## 第1章 総則

(商号)

第1条 当社は古河機械金属株式会社（FURUKAWA CO., LTD.）と称する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営む会社の株式を所有することにより、その会社の事業活動を支配及び管理することを目的とする。

- (1) 非鉄金属鉱業、非鉄金属製錬業、貴金属製品の製造及び鉄、非鉄金属等の有価金属の回収並びにその製品の販売
- (2) 荷役運搬設備、破碎設備及び粉砕設備等の製造及び販売
- (3) 水処理設備、廃棄物処理設備等の環境設備、産業用ポンプ及びポンプ設備の製造及び販売
- (4) 橋梁及び鉄骨等の鋼構造物の製造及び販売
- (5) 鋳鋼、鋳鉄及びその他鋳造品の製造及び販売
- (6) 立体駐車装置の製造及び販売
- (7) 土木建設機械、鉱山機械、農業用機械、荷役機械、運搬機械、自動車車体及び自動車用木製部品の製造及び販売
- (8) 情報処理機器、コンピューターシステム、放送用機器及びソフトウェアの開発、製造及び販売
- (9) 医療用具及び健康用具の製造及び販売
- (10) 電子部品・デバイス及びその材料並びにこれらを製造する装置の製造及び販売
- (11) 高純度金属及び化合物半導体等の電子材料並びにこれらを製造する装置の製造及び販売
- (12) 硫酸、無機凝集剤、無機顔料等の化学工業品並びにこれらを製造する装置の製造及び販売
- (13) 前各号に付帯または関連する部品の製造及び販売並びに前各号に関連する製品の保守及び修理
- (14) 産業廃棄物及び一般廃棄物の処理業、リサイクル業及び緑化事業
- (15) 土木工事業、建築工事業、電気工事業、管工事業、鋼構造物工事業、機械器具設置工事業、水道施設工事業、清掃施設工事業、解体工事業及びその他建設工事の請負、設計、施工及び監理
- (16) 不動産の売買、賃貸借、仲介及び管理
- (17) 有価証券の保有及びその運用
- (18) 倉庫業、古物売買業、労働者派遣事業、金融業、リース業、自動車損害賠償保険法

に基づく保険代理業及び損害保険代理業、土石採取業、窯業、林業、石油及び石炭類の販売業

(19) その他前各号に関連する事業

2 当社は、前項各号に関連する調査、研究、開発、設計、技術指導及びコンサルティングに関する事業を営む。

3 当社は、第1項各号の事業を営むことができる。

(本店の所在地)

第3条 当社は本店を東京都千代田区に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

(1) 取締役会

(2) 監査役

(3) 監査役会

(4) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告は、電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。

## 第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は8億株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、1,000株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利

(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株式取扱規程)

第10条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(株主名簿管理人)

第11条 当社は株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- 3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取り扱わない。

### 第3章 株主総会

(招集)

第12条 当社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に随時これを招集する。

- 2 株主総会は取締役会の決議に基づいて取締役社長がこれを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第13条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(議長)

第14条 株主総会の議長は取締役社長がこれにあたる。

- 2 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序によって他の取締役がこれにあたる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行

使うことができる。

- 2 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

#### 第4章 取締役及び取締役会

(員数)

第18条 当社の取締役は、18名以内とする。

(選任)

第19条 取締役は株主総会において選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は累積投票によらないものとする。

(任期)

第20条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 増員又は補欠のため選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

- 2 取締役会は、その決議によって会社を代表すべき取締役社長1名を定める。
- 3 前項のほか業務上必要があるときは、取締役会はその決議によって取締役会長及び取締役副社長各1名、専務取締役2名以内並びに常務取締役若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第22条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。ただし、取締役会長がある場合は取締役会長がこれを招集しその議長となる。

- 2 取締役社長及び取締役会長に欠員又は事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(定時取締役会及び臨時取締役会)

第23条 取締役会は定時取締役会及び臨時取締役会とする。

- 2 定時取締役会は毎月1回招集し、臨時取締役会は必要があるごとに随時招集する。

(取締役会の招集通知)

第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催

することができる。

(取締役会の決議の省略)

第25条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があつたものとみなす。

(取締役会規程)

第26条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第28条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であつた者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、500万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。

## 第5章 監査役及び監査役会

(員数)

第29条 当社の監査役は、5名以内とする。

(選任)

第30条 監査役は株主総会において選任する。

2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任期)

第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第32条 監査役会は、その決議により常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第33条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会規程)

第34条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(報酬等)

第35条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第36条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、500万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。

## 第6章 計算

(事業年度)

第37条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第38条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

(中間配当)

第39条 当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第40条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

2 未払いの期末配当金及び中間配当金には利息をつけない。

制定 大正7年4月15日

変更

大正 9年 6月20日	昭和23年 2月23日	平成10年 6月26日
大正10年10月10日	昭和24年 8月29日	平成12年 6月29日
大正10年11月 1日	昭和25年 4月28日	平成14年 6月27日
大正10年11月28日	昭和25年11月25日	平成15年 6月27日
大正12年 2月28日	昭和26年11月30日	平成16年 6月29日
昭和 3年 6月25日	昭和27年11月29日	平成17年 6月29日
昭和 6年 8月29日	昭和30年 5月30日	平成18年 6月29日
昭和 8年 2月25日	昭和30年11月30日	平成21年 6月26日
昭和12年 4月30日	昭和31年11月30日	
昭和14年 6月23日	昭和36年 5月31日	
昭和14年12月23日	昭和39年11月30日	
昭和15年11月25日	昭和47年 5月31日	
昭和16年 5月21日	昭和50年 5月30日	
昭和17年 6月20日	昭和57年 6月30日	
昭和17年11月28日	昭和63年 6月29日	
昭和19年 5月25日	平成 元年 6月29日	
昭和19年11月29日	平成 3年 6月27日	
昭和20年11月 5日	平成 6年 6月29日	